

32 兵庫梅毒病院建設問題と英国公使館

開港場における検徴制度の導入と密淫売
取締り

大川 由美

近代日本における検徴制度の導入は、一八六四年英国で兵士達を性病から守るために制定された「Contagious Diseases Act」伝染病（＝性病）予防法」を背景とする英国公使館の働きかけによるところが大きい。パークス英国公使と英国海軍は明治政府に「検徴制度」の導入を勧告し、まず横浜に、ついで兵庫・長崎にも梅毒病院が建設される。しかし横浜と違い兵庫・長崎では梅毒病院の建設が順調に進んだわけではなかった。

長崎では明治三（一八七〇）年十一月仮病院が建設されたが、英国海軍医官ニュートンにまつわる流言のため一時閉鎖され、外交問題となり明治四（一八七一）年再開された。

兵庫では明治三年、英国公使館の依頼により外務省が梅毒病院建設を決め、英国海軍医官ニュートンが来港する。しかし鉄道ステーションを福原遊郭の地に設置するため遊郭移転問題が起こり、兵庫県は場所の選定に難航する。明治四年三月には外務省に催促され遊郭を湊川に確定し、病院建設計画も報告された。明治五（一八七二）年八月、兵庫県は神奈川県に経費の件を照会し自由娼妓の規則を設け梅毒検査所の設立を計画中であることを告げている。また翌六（一八七三）年一月には医師の派遣について神奈川県に照会している。しかし神奈川でも適当な日本人医師が見つからず、翌明治七（一八七四）年五月二十九日、内務省より兵庫県へ英国公使の申し立てもあり十日以内に病院建設見込みを取り調べ報告せよと迫られている。この内務省の要請に対し六月八日兵庫県は県独自の事情を内務省に報告する。その中で病院費用は横浜と同じく娼妓鑑札費用でまかなうこと、問題は密淫売であるとする。実は前年の明治六年六月十六日、兵庫県は密淫売取締りに頭を悩ませ、それまで福原・東西の柳原・逆瀬川等に限っていた貸席渡世を鑑札があれば兵

庫・神戸両市中のどこでも構わないとしていた。これは実質的には密淫売の容認である。このような状況の中で梅毒病院建設問題が具体化することになったのである。そのため検閲法施行にあたり貸席を一ヶ所にとりまともる必要があり、兵庫県の現状では一ヶ所集中は無理であると強調した。

このことについて兵庫県は別紙で「両港遊女明許情実」という長い報告書を提出して、開港場故の売買春統制の問題点を内務省に突きつけた。ここでいう兵庫県の明許とは、密淫売をも含めた売買春の公認という意味である。これは統制の方法が確立されておらず法整備が不十分なために起こった問題であり、兵庫県の対応は、開港場における密淫売対策としては現実的な対応であった。

さらに八月三十一日付で兵庫県は密淫売取締りにおける居留地警察の問題点をあげ、領事裁判権に関連した問題を内務省に突きつけた。居留地における密淫売取締りはまさしく外交問題であり、法律整備の問題であったのである。さらに英国海軍医官ヒルの二月五日の来港は「英

国領事介入事件」として新たな問題を浮上させる。

英国公使館による検閲制度の導入勧告は、明治政府に梅毒病院建設と密淫売取締りを要求する。しかし兵庫の例で見ると、居留地を抱える地方官レベルではそれぞれの事情があり、梅毒病院建設は容易に実現しなかった。今回の報告では兵庫県の実状を検証し、梅毒病院建設問題が居留地での売買春の何を問題として浮上させたのか、また英国公使館の要求が兵庫県にとってはどのように受けとめられたのかを明らかにする。そのことにより不平等条約下の開港場での売買春に関する問題点を明確にしたい。

(九州大学大学院比較社会文化研究科博士後期課程)